

○北海道警察保護取扱規程

北海道警察本部訓令第29号

平成17年 9月26日

改正 平成22年 3月24日警察本部訓令第4号、24年 3月23日第11号、25年 3月25日第5号、28年 3月22日第8号、令和2年 6月1日第19号、4年 7月1日第17号、6年 2月27日第2号

北海道警察保護取扱規程を次のように定める。

北海道警察保護取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保護（第4条—第20条）
- 第3章 許可状の請求等（第21条—第23条）
- 第4章 雑則（第24条・第25条）
- 第5章 児童の一時保護等（第26条）
- 第6章 北海道警察本部又は方面本部の行う保護等（第27条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条の規定に基づく保護、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第75条第2項又は第99条第4項の規定に基づく保護、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項の規定に基づく保護及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等（以下「保護等」という。）を適正に行うため、その手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護等の心構え）

第2条 警察官は、保護等が警察官に課せられた重要な責務であることを自覚し、発見、届出等に係る者について保護等を要するか否かを的確に判断するとともに、保護等は誠意をもって行い、個人の基本的人権を侵害することのないように細心の注意を払わなければならない。

（保護等の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護等について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護（警職法第3条、酩酊者規制法第3条、医療観察法第75条第2項及び第99

条第4項並びに精神保健福祉法第39条第2項の規定に基づく保護をいう。以下同じ。)を主管する課長又は係長(以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護等の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合、その他不在の場合は、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わりその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見したときは、その場において必要な措置を講ずるとともに、直ちに保護主任者、当直責任者又は署長の指定した者(以下「保護主任者等」という。)に報告し、その指揮を受けなければならない。

(傷病及び危険物の確認等)

第5条 保護主任者等は、前条の報告を受けたときは、保護に着手した警察官に被保護者(保護を受けた者をいう。以下同じ。)の傷病及び危険物を所持しているか否かを確認させるとともに、当該警察官から被保護者を受け取ったとき、又は第8条の規定による保護の委託により他の警察署から被保護者の引継ぎを受けたときは、自ら被保護者の傷病及び危険物を所持しているか否かを確認しなければならない。

2 保護主任者等は、被保護者のうち、傷病のため医師の診察が必要と認められる者にあつては、医療機関の診察を受けさせるものとし、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者にあつては、精神保健福祉法又は医療観察法に基づき保護したものを除き、精神保健福祉法第23条に基づく通報を行うものとする。

(保護の場所)

第6条 保護主任者等は、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、その他の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等、保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
- (2) 酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 警察署の事務室
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設

2 被保護者を短時間内にその者の保護者又は関係機関等に引渡しをすることができる場合は、前項の規定にかかわらず、交番、警備派出所、駐在所その他の適当な場所において保護することができる。

(保護室に関する特例措置)

第7条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合は、警察署内の宿直室、休憩室等保護室以外の被保護者を収容するのに適当と認めら

れる施設を保護室に代えて使用することができる。

(保護の委託)

第8条 被保護者を保護した警察署（以下「取扱署」という。）の署長は、保護室が設けられていない等の理由により、被保護者を自署で保護することが困難な場合は、他の警察署に対し、被保護者の保護室への収容を委託することができる。

2 取扱署は、前項により保護を委託した場合においても、被保護者の身元の調査、家族等への連絡、関係機関への引継ぎ、簡易裁判所への通知等を行うものとする。

3 委託を受け被保護者を収容した警察署は、第3条第1項及び第3項、第5条、第9条、第12条から第16条まで、第18条並びに第19条に定める措置を行うものとする。

(被保護者の観護)

第9条 保護主任者等は、被保護者を保護した場合は、その者の観護に当たる者（以下「観護者」という。）を指定しなければならない。

2 観護者は、被保護者の保護の理由、被保護者の状態等に応じた適切な観護を行わなければならない。

3 観護者は、勤務を交代する場合は、保護主任者等の立会のもとに行い、被保護者の性癖、動静等観護上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。

(保護カード)

第10条 警察官は、被保護者を保護したときは、別に定める保護カードに所要の事項を記録して、保護主任者等を経て署長に報告するものとする。

2 保護カードは、署長の決裁を受けた後、保護を主管する課又は係において保管するものとする。

3 第8条の規定により保護を委託した場合における保護カードの保管は、取扱署において行うものとする。

(被保護者の住所等の確認措置)

第11条 警察官は、被保護者の家族等に通知して、その引取方について必要な手配をしようとする場合において、被保護者が住居若しくは氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者等の指揮を受けた上、保護の場所において立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等からその者の住居又は氏名を確認することができるものとする。

(事故の防止)

第12条 警察官は、保護に当たっては、被保護者の負傷若しくは自殺、施設の火災、器物の損壊、その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等の事故を起こさないよう細心の注意を払うものとする。

(危害防止の措置)

第13条 警察官は、警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項、医療観察法第75条第2項若しくは第99条第4項又は精神保健福祉法第39条第2項の被保護者（以下

「精神錯乱等の被保護者」という。)が暴行し、又は自殺をしようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合であって、その危害を防止し、その者を保護するために他に方法がないと認められるときは、被保護者のその行動を抑止するために必要な最小限度の手段をとることができる。この場合において、緊急を要し、そのいとまがない場合を除き、あらかじめ保護主任者等の指揮を受けなければならない。

(危険物の保管)

第14条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合であって、第12条の事故を防止するため必要と認められるときは、当該危険物の提出を求め、これを施錠のある安全な場所に保管するものとする。

2 警察官は、被保護者が本人に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他貴重品を所持している場合は、前項の規定に準じて、これを保管するものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要し、そのいとまがない場合を除き、あらかじめ保護主任者等の指揮を受け、第6条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引渡し、又はその保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継ぐものとする。

(施錠措置)

第15条 精神錯乱等の被保護者を保護室において保護する場合であって、当該被保護者が暴行し、又は自殺する等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす行為をするおそれがあり、やむを得ないと認められるときは、保護主任者等の指揮を受けた上で、保護室にかけがね等を使用することができる。

(保護室の点検)

第16条 保護主任者等は、1日1回以上、保護室の内外について、異常の有無を点検しなければならない。

(保健衛生)

第17条 署長は、被保護者の保健に留意し、保護室、寝具等について定期的に消毒を行い、清潔の保持に努めるとともに、食事の給与に当たっては、栄養及び衛生について必要な注意をしなければならない。

2 署長は、被保護者の応急手当に必要な医薬品を常備しておかなければならない。

(避難及び解除)

第18条 署長は、地震、風水害、火災その他の非常事態に際し、保護室内で避難させる手段がないと認めるときは、被保護者を他の適当な場所に避難させ、又は保護を解く等必要な措置をとらなければならない。

(異常を発見した場合の措置)

第19条 観護者は、被保護者について異常を発見した場合は、応急の措置をとるとともに、直ちにその状況について、保護主任者等を経て署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の場合において、精神錯乱等の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに発見のために必要な措置を執り、これを発見したときは、さらに保護する必要があるか否かを判断するものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者が保護の場所を離れた場合であって、さらに保護を要すると認められるときも、同様とする。

3 署長は、第1項の場合において、被保護者が死亡し、その他重大な事故が発生したときは、その状況を、直ちに警察本部長に（札幌方面以外の方面の署長にあつては、当該方面本部長に）報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住居が判明しているときは、その者にもこれを通知するものとする。

4 方面本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた事項を警察本部長に報告するものとする。

(関係機関への事件の引継ぎ)

第20条 署長は、被保護者（児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）である場合を除く。）が病人、負傷者等である場合で、家族等がないとき、又は判明しないとき、その他引き渡すことができないときは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項若しくは第6項の規定により保護の実施機関となる知事若しくは市町村長又は同条第4項若しくは第5項の規定により、これらの者から委任若しくは委託を受けた者に引き継ぐものとする。

第3章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第21条 警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求をする場合は、別に定める保護期間延長許可状請求書により、保護主任者等が署長の指揮を受けて行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第22条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、別に定める保護通知書により、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について、署長が行うものとする。

(保健所長への通報)

第23条 精神保健福祉法第23条又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、別に定める精神障害者等発見通報書又はアルコール慢性中毒者等保護通報書により、署長が行うものとする。

第4章 雑則

(被保護者が要保護児童であることが判明した場合の措置)

第24条 警察官は、被保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童である

ことが明らかとなった場合は、同法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第25条 被保護者が罪を犯した者であること、又は少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20条）第2条第4号の触法少年若しくは第5号のぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態と認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合も、同様とする。

第5章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第26条 警察官は、次に掲げる場合において、夜間である、又は同行すべき場所が遠隔であるなど、やむを得ない事情があるときは、当該児童、少年等を一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法第13条第2項の規定（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条及び第90条の規定により、少年院に連れ戻すべき者を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条及び第79条の規定により、少年鑑別所に連れ戻すべき者を連れ戻す場合

2 前項の規定による一時収容の場所は、保護室とする。ただし、同項第1号の場合その他保護室を用いることが適当でないと思われる場合にあっては、警察署内の宿直室、休憩室等当該児童、少年等の収容に適当と認められる施設を用いるよう配意するものとする。

3 第1項第1号の場合においては、速やかに保護者又はこれに代わるべき者に一時保護を加えた旨を連絡しなければならない。

4 第1項及び第2項の場合については、第4条、第5条、第8条から第10条まで及び第12条から第19条（第2項を除く。）までの規定を準用する。

第6章 警察本部又は方面本部の行う保護等

(警察本部又は方面本部の各隊が行う保護等)

第27条 警察本部又は方面本部の各隊において行う保護等については、被保護者を発見した場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。ただし、別に定めのある場合にあっては、この限りではない。

2 前項の規定により被保護者の引継ぎを受けた警察署の警察官は、保護カードに被保護者の発見時の状況、傷病の有無等について記録するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第5号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第8号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第17号）
（施行期日）

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

（保護カードの様式に関する経過措置）

2 この訓令施行の際現にある第4条の規定による改正前の北海道警察保護取扱規程別記第1号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年警察本部訓令第2号）
（施行期日）

1 この訓令中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行前に着手した保護に係る保護カード、保護期間延長許可状請求書及び精神障害者発見・アルコール中毒者保護通報書の作成については、同条の規定による改正後の北海道警察保護取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。